

障害福祉サービスの種類

●訪問・入所

●日中のサービス

●居住支援

介護給付	訓練等給付
<p>●<b>居宅介護（ホームヘルプ）</b> 自宅での入浴・排泄・食事等の介護</p> <p>●<b>行動援護</b> 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護を必要とする障害者に、行動時の危険回避の援助や、外出時の移動の補助</p> <p>●<b>短期入所（ショートステイ）</b> 在宅で介護者が病気などで介護ができない場合、短期間施設等へ入所して入浴・排泄・食事等の介護</p> <p>●<b>生活介護</b> 常に介護が必要な障害者に、昼間、障害者支援施設等で入浴・排泄・食事等の介護や、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会提供</p> <p>●<b>施設入所支援</b> 施設に入所している障害者に、夜間の入浴・排泄・食事等の介護</p>	<p>●<b>自立訓練（生活訓練）</b> 自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練等の提供</p> <p>●<b>就労移行支援</b> 就労を希望する障害者に、一定期間生産活動等の機会を提供し、就労に必要な能力向上を図る訓練を行う</p> <p>●<b>就労継続支援</b> 一般企業で就労が困難な場合、働く場の提供とともに、知識や能力向上のために必要な訓練を行う</p> <p>・<b>A型（雇用型）</b> 雇用契約を結び、就労可能と見込まれる人で、特別支援学校卒業者や一般企業を離職した人が対象</p> <p>・<b>B型（非雇用型）</b> 就労の機会を通して就労に必要な知識や能力の向上・維持が期待される障害者や、就労経験があるが年齢や体力面の問題で雇用されることが困難になった人等が対象</p> <p>●<b>就労定着支援</b> 一般就労に移行した人に就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う</p> <p>●<b>共同生活援助（グループホーム）</b> 地域で共同生活を営む障害者を対象に、住居において相談やその他の日常生活上の援助を提供</p> <p>●<b>自立生活援助</b> 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う</p>